

## 城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 会議名 城陽市廃棄物減量等推進審議会
- 日時 令和元年（2019年）11月22日（金）14：00～15：30
- 場所 市役所2階 第1会議室
- 出席委員 西田会長、山川副会長、生駒委員、曾谷委員、一井委員、並川委員、  
渡邊委員 以上7名
- 欠席委員 栗山委員
- 事務局 本城副市長、綱井部長、東村次長、浜崎課長、辻館長、吉岡主幹、伊庭係長  
以上7名
- 傍聴者 なし
- 次第 委嘱
1. 開会
  2. 委嘱書交付
  3. 市側あいさつ
  4. 委員の自己紹介
  5. 事務局職員紹介
  6. 会議
    - (1) 会長・副会長選出
    - (2) 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行後の状況について
    - (3) 城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定について
    - (4) その他
  7. 閉会

1. 事務局開会のあいさつ

2. 委嘱書の交付

（副市長より委嘱書を交付）

本日、栗山委員から事前に欠席の届を受けております。

3. 副市長のあいさつ

4. 委員の自己紹介

## 5. 事務局職員紹介

(副市長以下、出席者紹介)

## 6. 会議内容

### (1) 会長・副会長選出

事務局 会長、副会長の選出に入りたいと考えます。城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の第23条第2項におきまして、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が委員のうちから指名すると規定しています。どなたか会長の推薦はございませんか。

委員 豊富な知識、博識をお持ちの西田先生が適任と考えます。

事務局 ただいま、西田先生にというご提案がありましたが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

事務局 それでは、会長は西田先生に決定いたしました。西田先生よろしくお願ひします。

事務局 西田会長、会長就任のごあいさつをお願いします。

会長 <会長就任のあいさつ>

事務局 ありがとうございます。会長が決定しましたので、この先の議事進行は会長にお願いします。

会長 それではこれより私が議事進行をさせていただきます。副会長の選出ですが、専門的な学識及び幅広い知見をお持ちの山川先生にお願いしたいと思ひます。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<委員全員の拍手で承認>

山川先生よろしくお願ひします。

副会長 よろしくお願ひします。

会長 それでは副会長就任のご挨拶をお願いします。

副会長 <副会長就任のあいさつ>

会長 ありがとうございます。

本城副市長は他の公務の都合により、ここで退席されます。ありがとうございます。

副市長 よろしくお願ひします。失礼いたします。

会長 それでは早速始めます。事務局から本日の配布資料の説明をお願いします。

事務局 <配布資料の説明及び確認等>

会長 ありがとうございます。資料等はそろっていますでしょうか。それでは次に移ります。

会長 では、(2)「城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行後の状況について」事務局からご説明ください。

事務局 (事務局より添付資料「城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行後の状況について」説明)

- 会 長 ありがとうございます。実際の引っ越しシーズン例えば3月とかは、大型ごみの排出件数は多いと考えますが、城陽市の場合はいかがでしょうか。
- 事務局 例年3月、4月の引っ越しシーズン、ゴールデンウィークや年末年始に大掃除等で大変多い状況があります。
- 会 長 2ページ、大型ごみの収集運搬状況表では9月、10月分の掲載ですので、先ほどの繁忙期の数字は出ていないということですね。
- 事務局 9月から大型ごみの手数料が高くなりました。それに伴う9月、10月分の受付件数の比較のため掲載したものです。手数料の変更に伴う長期的な受付件数の推移は今後となります。
- 会 長 1ページ、持ち去り行為のパトロールの状況を掲載されていますが、これは、警察と合同かそれとも市単独でされたのですか。
- 事務局 9月は警察と全て合同で行いました。10月以降は、事前にパトロール日を打診していますが、警察も忙しくされていますので、合同は数回のみでほとんど市単独となっています。しかし、何かあれば警察に連絡をすれば対応していただくことは確認しています。
- 会 長 逃走された事案がありますが、この場合は、警察は同行されていなかったということですか。
- 事務局 同行でしたが、抜き取り者が察知して逃走しましたので、事前に警察と打ち合わせどおり、交通安全優先のため過度の追跡は断念しました。
- 会 長 抜き取り行為は未遂に終わっているのですか。
- 事務局 抜き取り行為を発見しましたが、逃走のため、抜き取り行為注意の適用ができず、注意案件の数に入れていません。
- 会 長 新聞に記事が掲載され、市民から通報件数が増加したとのことですが、やはり市民への啓蒙が非常に重要だと考えます。次のごみ処理基本計画にも啓蒙を大事にしていきたいと思えます。
- 委 員 大型ごみについて、市は建物内に入って品物の運び出しはしないとなっていますが、私どもによく問い合わせをいただきます。内容は、高齢や一人暮らしで運べないので業者を紹介してほしいということで、ご紹介するのですが、手数料が市と比べて大変高額となりますので、何とかならないかなということですが。
- 事務局 シルバー人材センターさんが有料で運び出しの業務をされています。ただし、重量物や2階からの運び出しは困難とお聞きしています。
- 委 員 時期的にたくさん問い合わせをいただきます。たぶん市からの案内も多いと考えています。それで業者を紹介するのですが、ほとんどの方は高額なので驚かれるケースが大半です。何かいい方法がないのかなということですが。
- 事務局 建物内に入った場合の運搬時のトラブルですね。例えば柱に傷つけたなどで損害賠償が発生したことがありますので、市は入らない、建物外に排出とさせていただいています。どうしてもという場合は、先ほどのシルバーさんを紹介したり、シルバーさんが困難な場合は民間さんの力を借りてお願いするしかないのですが、

そういうお答えにならざるを得ないということです。

現在、大型ごみ事業は市直営で行っていますが、来年の春から民間委託することとしています。その中で、基本、品物は今と同様で建物外としていますが、建物内へ入っての運び出しについて、市民と委託業者が直接交渉しての排出は市はノータッチとさせていただく予定ですので、新たな対応で利便性の向上となるのではと考えています。

会 長 他の委員の皆さん、何かご質問等ございませんか。

会 長 抜き取りパトロールで注意した件数が3件とありますが、注意をしたときに抜き取り者が抵抗したとか、対応時の模様をお聞かせください。

事務局 3件の事例について、日本語が堪能でないためどこまで当方の言っていることを理解されているのかは不明でした。ただ注意文書は日本語の他、英語、中国語の多国語で表記していますので、抜き取り行為は違法であると理解されていると考えています。

会 長 この議題につきましては、これでよろしいでしょうか。

では、続きまして3番目の議題（3）「城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

事務局 （事務局より添付資料（3）「城陽市一般廃棄物処理基本計画の策定について」説明）

会 長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問等ございませんか。

会 長 資料3、2番目の計画期間が令和4年から令和13年とあり、3番目の次期計画スケジュールで令和2年11月頃に現行計画の総括とありますが、今回の審議会以降来年11月までの間で何か予定があればお聞かせください。

事務局 その間は、次期計画のための資料収集、骨子案作成の準備及び現行計画の総括のための作業日程、準備期間に充てたいと考えています。また、その間の内容は中間報告として審議会で報告する予定です。

会 長 ご説明いただいたのですが、これからの1年間の間に当審議会に報告があるかと思いますが、その予定時期について目途があればお聞かせ願えれば、スケジュール調整が可能になりありがたいのですが。

事務局 例年5月、11月頃に開催していますので、今後も概ねこの予定で開催させていただきたいと思います。

会 長 次回は来年の5月頃と考えてよろしいですか。

事務局 はい。

会 長 次回5月の開催時に先ほど説明いただいた項目で中間の報告をしていただけるのですね。

事務局 中間報告とまではいかないと思います。概ねの報告とご理解ください。

会 長 委員の皆さんで議論いただくものとなる提案ですね。

事務局 特に現計画の総括などについては、来年5月に前年度のごみ収集量などのデータを報告予定です。その中にこの10年間のそういったデータ等をご紹介します。

させていただきたいと考えています。

会 長 委員の皆さん、何かご質問、ご意見等ございませんか。

委 員 確認ですが、審議会では計画案についての議論が来年の11月と再来年の5月と2回あるということですか。

事務局 はい、11月と5月、あと9月に最終案の確認及びそれに基づく答申とさせていただきたいと考えています。

副会長 2回の議論を経て最終案は9月に確認ということですね。回数が少ないのではと少し心配しています。

事務局 あくまでも予定ですので、先ほども説明しましたが、来年5月に一定の総括的な中身のデータなどをお示しして、そこでご意見をいただき11月に総括としてまとめたいと考えており、その時に現総括のデータなどを見ていただいて次期計画に反映いただき、そういうのを含めて11月の骨子案に入れていきたいと考えています。

さらに、そのあと次に令和3年の5月になるわけですが、そこまででもし骨子案について、この審議会の中でまたご議論いただけるということであれば、途中の2月や3月に開催することも可能と考えます。今は、概ねこのスケジュールで行いたいと思っています。

副会長 来年の5月は計画について、一定のデータを示していただき議論はその示していただいたデータをふまえて進行し、並行し作成したデータをふまえた議論を11月に行い、素案をふまえた議論を5月に行うということですね。

事務局 はい。

副会長 ちなみに食品ロス削減ということで、各市町村で職権で食品ロス削減計画を立てることが推奨されていると思いますが、その部分について、どのように考えていますか。

事務局 その部分も含めて計画の中に反映していきたいと考えています。

副会長 今年度中には基本的な方向性の法案が国から出るかと思いますが、せっかくこのタイミングで計画が出てきますので、どういうふうに、別に作るのか、中に入れるのか、どんな形がいいのかを含めてぜひご検討いただければと思います。

事務局 これまで城陽市のごみ処理基本計画につきましては、どちらかといえば一般廃棄物の処理に関係する部分に限定してきました。今発言を受けました食品ロスであったり、プラスチックごみの削減であったり、そういった環境行政的なものについては、別に環境課というものがこれまで独立してありましたので、環境基本計画の中で総括的に集めていたところもあるのですが、今年度から環境課ということで統一してごみ減量推進係もその中に入ってやっていますので、次期計画の中で今委員さんから提案いただいた内容も取り上げていかなくはだめなのかなと思っているところではありますが、そこについてももう少し時間がありますので、他の市町村の状況も調査し、どうすべきかということをお我々の中でも議論していきたいと思っておりますし、今後またそういったご提案をぜひいただきたいと思っ

ています。

副会長 基本計画は基本的に現状把握したうえで、目標設定してどうやってそれを目指すかという施策の減量施策、摺合いの施策も全部含めて書くのが基本形ですので、そこはぜひ取り込んでやっていただければと思います。

会 長 他の委員の皆さん、ご質問、ご意見等ございませんか。

委 員 基本計画は10年間となっていますが、個人的に長いと思うのですが、どうでしょうか。

副会長 10年が基本ですね。5年目で中間見直しがあります。

委 員 10年なんて読めないのではと思ったものですから。

副会長 10年間というのは、基本的には施設の計画とか考えており、建設などは着手してから10年以上ずっと交渉しているというスパンもあり、相当かかったりすることがありますので、長いものは見ときつつ随時その状況に合わせて変えていくということです。そんなスタンスです。

委 員 やはり10年というのは長いと感じます。

委 員 ごみ処理実施計画は1年ごとです。

事務局 基本計画は10年ですが、5年目で中間見直しをしています。さきほど副会長が言われましたように毎年のごみの計画、量、目標値というものは毎年の実施計画の方で定めるという形です。今回の基本計画は10年間ですが5年目に見直しを行い、それ以降の5年間はそれでいくということです。

委 員 令和4、5年度から大規模なプロジェクトが動き出します。新名神やアウトレットなどですね。我々が知りたい事業系廃棄物の立場からしてみると、令和5年度以降からは、だいぶ数字的に変わるのでと考えており、それを令和3年度中に計画に盛り込むのは非常に難しいと考え、今後の課題かなと思います。

会 長 そこはいろいろ行政の方で社会情勢の変化や人口動態、新名神の開通及び大規模プロジェクトに伴う都市計画の変化など、とどこおりなくデータ収集されて、計画に反映していただければと思います。

最近自然災害が非常に増加しており、災害に伴う廃棄物が一時的に大量に発生します。城陽市は一級河川の木津川があります。たいへん大きな河川です。氾濫した状況などハザードマップ等で示されていると考えますが、その辺のところの災害廃棄物を計画に取り入れるものかどうかわかりませんが、一定考慮した計画にいただければと思います。

あと、今後ますます高齢者の方が増加します。高齢者と廃棄物の関係についてご検討いただければと思います。

事務局 令和5年位を目途に、城陽市が大きく変わってきます。新名神の全線開通になって、なお城陽市保有の400ヘクタールに及ぶ東部丘陵地というところに、まずは、そのうちの25～27ヘクタールのところにアウトレットモールができる予定で進んでいます。それによって、城陽市は大きく変わってくる中で、事業系のごみが大きく増加すると予想しています。

実際に城陽市の西部地域に工業団地ができて操業されていますのと、南部地域に民間開発の工業団地白坂テクノパークというところも、ほぼ企業で埋まっている状況です。そういった状況を反映してか、前年度と比較して、市民が排出する一般廃棄物は減少していますが、事業所からの一般廃棄物は増加しています。結局トータルの城陽市からの排出ごみ量は、少しだけ増加したことになりました。今後もこの傾向が続いていくのかなと考えています。ですので、こういったことを次期計画の中でごみ排出量の推移はしっかりとみていかなければいけないと思います。

ただ、令和5年の大きなアウトレットモールができて、さらにそのあと20ヘクタールの土地に物流拠点となるようなものが予定されていると、そういう計画があるのですが、そういったところのごみ排出量を今の時点で推測するのは困難ではと考えています。ちょうど時期も令和5年なので、中間見直しの時点ではある程度みえてきますので、まずは10年ですけれども半分に分けて、5年間くらいは今の推移でもってしっかりとしたデータにしていって、その先の5年分については、中間見直しのところでまたしっかりと精査するということにならざるを得ないのかなと考えているところです。

副会長 今のお話を聞いていて現実的に重要だと思うのは、これから開発がどんどん進んでいくのであれば、経済は発展するけれども廃棄物は減る、環境負荷は減るといように作っていただければと思います。ではそうするために今どういう仕組みを作っていただければいけないのか、どういう受け皿を作らなければいけないのか、そこに知恵をそうとう絞らないといけないと思います。

発展するのにまかせてごみが増えるのはしょうがないねという話ではないと思いますので、そこを1年掛けていろいろ事例を調査しながら、どうやってごみを増やさないようにしながら発展していくのかを検討いただければと思います。

会 長 他の委員の皆さんいかがでしょうか。何かございませんか。

無いようですので、今の議題につきましては、これで終わらせていただきます。それでは4番目の議題、その他につきまして事務局、何かございますか。

事務局 お手元の資料に環境衛生のしおりがございます。本年7月に全戸配布をさせていただきました。内容はごみの分け方・出し方のすべてを掲載しております。ご参考に配布させていただきました。

会 長 シュレッダーの紙ごみはどう出したらいいのですか。

事務局 燃やすごみで出していただけます。

会 長 古紙回収の分類には入らないのですか。

事務局 古紙回収に排出可能かどうかは古紙回収業者によります。市民から問い合わせの場合は、燃やすごみに出すよう案内しています。

会 長 古紙回収対象物にならないということですか。

事務局 紙繊維が切断されて再生紙に向かないため回収しない業者があります。そういったことで各業者によって対応が異なりますので、市民には燃やすごみへとさせて

いただいています。

会 長 製紙工場では再生処理の工程で溶融解していますね。

事務局 紙類は工場ですういった工程をされています。また、プライバシーに配慮したい紙類は燃やすごみに出すのが心配される場合は、直接処分場へ持っていく自己搬入制度の方法を案内しています。

委 員 私どもの契約している業者は、シュレッダー紙は回収してくれます。ただし、色を分けて欲しいといわれています。色紙と白色紙です。混在するとだめみたいです。

事務局 城陽市内を回収している業者数は13～15社あります。集団回収に取り組んでいただいている団体が個別に業者と契約されており、その際、回収できる品目や内容を取り決めされていますので、シュレッダーの紙ごみを回収している業者数は把握していません。

会 長 ありがとうございます。資源ですので、できるだけ回収していただければと思います。

他に、何かございませんか。よろしいですか。事務局、何かございませんか。

事務局 次回の審議会を来年、令和2年5月と考えていますので、ご予定をよろしく願いいたします。近づきましたら、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えています。

会 長 本日配布いただいています、前回の審議会会議録につきまして、ご意見等ございましたら、12月末までに事務局に連絡いただきますようお願いいたします。

では、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。

長時間真摯にご討議いただきまして、ありがとうございました。